

令和6年松茂町議会第1回臨時会会議録

第1日目（1月19日）

○出席議員

- 1 番 金 森 恵美子
- 2 番 川 端 順
- 3 番 尾 野 浩 士
- 4 番 鎌 田 寛 司
- 5 番 米 田 利 彦
- 6 番 村 田 茂
- 7 番 立 井 武 雄
- 8 番 佐 藤 道 昭
- 9 番 佐 藤 禎 宏
- 10 番 佐 藤 富 男
- 11 番 板 東 絹 代
- 12 番 川 田 修

○欠席議員

な し

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	吉 田 直 人
副 町 長	富 士 雅 章
教 育 長	丹 羽 敦 子
総務部長	松 下 師 一
産業建設部長	吉 崎 英 雄
教育次長兼社会教育課長	原 田 賢
民生部長	山 下 真 穂
税務課長	藤 田 弘 美
総務課長	入 口 直 幸
チャレンジ課長	袴 田 智 香
危機管理課長	山 口 高 史
上下水道課長	石 森 典 彦
産業環境課長	谷 本 富美代
環境センター所長	飯 田 雅 章
建設課長	永 井 義 猛
住民課長	佐 藤 友 美
学校教育課長	河 野 歩 美
福祉課長	宮 本 早 苗
長寿社会課長	河 野 聖 子

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	多 田 雄 一
議会事務局主査	森 吉 梢

令和6年松茂町議会第1回臨時会会議録

令和6年1月19日（第1日目）

○議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 松茂町地域コミュニティバス運行事業基金の設置、管理及び処分に関する条例

日程第4 議案第2号 松茂町手数料条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第3号 令和5年度松茂町一般会計補正予算（第8号）

令和6年松茂町議会第1回臨時会会議録

第1日目（1月19日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【多田雄一君】 ただいまから、令和6年松茂町議会第1回臨時会の開会をお願いいたします。

まず初めに、川田議長からご挨拶がございます。

○議長【川田 修君】 皆様、おはようございます。開会のご挨拶の前に一言申し上げます。

1月1日に発生しました能登半島地震によりまして、お亡くなりになられた230名を超える方、お悔やみ申し上げますとともにご冥福をお祈りいたします。また、被災をされた全ての方にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を祈念申し上げるものでございます。

松茂町議会令和6年第1回臨時会に議員の皆様全員のご出席をいただいております。年も改まり気分も新たに、気分を引き締めて、議員活動並びに議会活動をお願い申し上げます。

慎重審議をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

○議長【川田 修君】 ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって令和6年松茂町議会第1回臨時会は成立いたしました。

ただいまから、令和6年松茂町議会第1回臨時会を開会いたします。

○議長【川田 修君】 吉田町長から招集の挨拶があります。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 皆さん、おはようございます。

先ほど議長も申しましたように、能登半島地震では、非常に大勢の方が被災されております。この場を持ちまして、皆様方にお悔やみを申し上げるとともにお見舞いを申し上げます。

松茂町におきましても、徳島県を通じて支援をさせていただくということで、物資や人的支援をしていく考えでございますので、今後ともご理解をお願いいたします。

恐れ入りますが、ここで皆さんにご起立をいただきまして、黙禱をさせていただきたい
と思いますので、よろしくお願いいたします。ご起立のほどよろしくお願いいたします。僭越
ながら私が指示させていただきます。

黙禱。

(黙 禱)

○町長【吉田直人君】 ありがとうございました。ご着席ください。

本日は松茂町第1回臨時議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも大
変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本臨時会に上程をいたしております議案は3件でございます。十分にご審議をいただき
まして、可決決定を賜りますようお願いをいたしまして、簡単でございますが、ご挨拶に
代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元の印刷配付のとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、11番板
東議員及び1番金森議員を指名いたします。

○議長【川田 修君】 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第3、議案第1号「松茂町地域コミュニティ
バス運行事業基金の設置、管理及び処分に関する条例」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、令和6年第1回臨時会に上程をいたしております議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号、松茂町地域コミュニティバス運行事業基金の設置、管理及び処分に関する条例につきましては、松茂町地域コミュニティバスの運行に、令和6年度から防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を継続的に活用していくために新たに基金を設置しようとするものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長【川田 修君】 以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

入口総務課長。

○総務課長【入口直幸君】 それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号、松茂町地域コミュニティバス運行事業基金の設置、管理及び処分に関する条例。上記議案を提出するというものでございます。

本条例案は、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、地域住民の移動手段を安定的に確保するため、複数年にわたる継続事業として新たに基金を造成し、松茂町地域コミュニティバス運行事業の推進及び維持を図るものでございます。

防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金とは、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条の規定に基づく交付金で、いわゆる9条交付金と言われておりますが、防衛施設の設置または運用がその周辺地域の生活環境や開発に及ぼす影響の程度等を考慮し、特定防衛施設関連市町村に対して、公共用の施設の整備、またはその他の生活環境の改善、もしくは開発の円滑な実施に寄与する事業として交付されるものでございます。

本町は9条交付金の対象団体であり、令和4年度においては5,836万3千円が交付され、小中学校教員の加配及び図書館職員の人件費、道路舗装の補修費用及び子どもはぐくみ医療費助成の町単独費用の部分に充当いたしております。

そうした中、今年度9条交付金の制度改正等があり、本町には前年度と比較し、約2,300万円増の8,100万円程度が交付される見込みとなっております。本町としては、この増額分の活用に当たり、防衛省中国四国防衛局と協議を重ね、地域コミュニティバス事業への活用で認識の一致を見たところでございます。

なお、コミュニティバス運行に係る 9 条交付金の活用については、過去に 9 条交付金を活用して購入した福祉バスで運行している路線を除く 2 路線の運行に、交付金の充当を検討してございます。

本議案はそうした手続の 1 つとして、松茂町地域コミュニティバス運行事業基金条例を制定し、複数年にわたる事業継続としての取組をお願いするものでございます。

以上、松茂町地域コミュニティバス運行事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第 1 号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから、議案第 1 号について討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから、採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。

議案第 1 号「松茂町地域コミュニティバス運行事業基金の設置、管理及び処分に関する条例」を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

(起立全員)

ありがとうございました。全員起立です。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第 4、議案第 2 号「松茂町手数料条例の一部

を改正する条例」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、引き続き、提案理由をご説明申し上げます。

議案第2号、松茂町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、戸籍法等の一部改正により、令和6年3月1日から本籍地以外の自治体の窓口においても、戸籍抄本等の交付が可能となるとともに、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行が開始されることから、これらの事務に係る手数料を定めるため、所要の改正を行うものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

佐藤住民課長。

○住民課長【佐藤友美君】 それでは、私から議案第2号につきまして説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお開きください。

議案第2号、松茂町手数料条例の一部を改正する条例。上記の議案を提出するというものでございます。

今回の改正は、条例中、手数料の種類や金額等を記載した別表の改正となっており、改正案につきましては議案書の2ページから5ページまでになります。改正の内容につきましては、議案参考資料で説明をさせていただきますので、議案参考資料の1ページをお開きください。

改正の概要としまして、令和元年5月31日に「戸籍法の一部を改正する法律」が公布され、住民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るため、全国市区町村の戸籍情報を連携させる戸籍情報連携システムを構築し、5年以内に施行することとされました。このことを受け、令和6年3月1日を施行日として、新たに開始されるサービスについての手数を条例において定める必要があるため改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、下の表になります。左側が改正前、右側が改正後で、赤字で記載しているところが改正部分になります。

1項目めの戸籍謄本等の交付及び3項目めの除籍謄本等の交付において、改正後はそれ

ぞれ、現在、本籍地でしか取得することのできない戸籍謄本等、または除籍謄本等が、本籍地以外の市区町村においても取得できるようになる広域交付による交付を追加し、手数料額は現行と同じ戸籍分が４５０円、除籍分が７５０円です。

続きまして、２項目めと４項目めを併せて説明させていただきます。

新たに開始される事務で、戸籍または除籍情報を電子証明書として確認を行うために用いるパスワードとなる戸籍または除籍電子証明書提供用識別符号の発行で、手数料額は、戸籍分が４００円、除籍分が７００円です。

この識別符号を行政機関に提供することにより、紙の戸籍謄本等の提出が省略できるようになる予定です。

この戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行の手数料につきましては、括弧書きで記載しておりますが、徴収をしない場合がございます。表の下、枠外に記載をしております戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行手数料を徴収しない場合としまして、窓口にて、紙の戸籍（除籍）謄本等の請求と同時に、同戸籍（除籍）の識別符号を請求する場合、もう１点、マイナンバーカードを利用し、スマートフォン等によりマイナポータルを通じて請求及び発行を行う場合となります。

表に戻っていただきまして、下から２段目、受理証明書の交付、届書等の記載事項証明書の交付に、新たに届書等情報内容証明書の交付が加わり、一番下の段、届書等の閲覧に届書等情報の内容を表示したものの閲覧が追加されます。これらは、届書等の書類をスキャンした画像情報の内容に係る証明書についても、交付または閲覧が可能となるもので、手数料の額は３５０円です。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第２号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから、議案第２号について討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから採決をいたします。

なお、採決は起立によって行います。

議案第2号「松茂町手数料条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

(起立全員)

ありがとうございました。全員起立でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第5、議案第3号「令和5年度松茂町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、引き続き提案理由をご説明申し上げます。

議案第3号、令和5年度松茂町一般会計補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,003万5千円を追加し、補正後の予算の総額を72億6,791万5千円とするものでございます。

この補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、臨時的に令和6年2月、3月分の給食費を無償にすることで、物価高騰の影響を受ける町内の幼小中学生の保護者負担分を軽減する学校給食費無償化事業を実施するとともに、国が実施する住民税均等割のみ課税世帯に10万円を給付する、「低所得者支援給付金事業」及び住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の子ども1人当たり5万円を給付する「子育て世帯低所得者支援給付金事業」などを実施するための予算計上をいたしております。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長【川田 修君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】 それでは、議案第3号、令和5年度松茂町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

議案書6ページになります。お開き願います。

令和5年度松茂町一般会計補正予算（第8号）。令和5年度松茂町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,003万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億6,791万5千円とするというものでございます。

今回の補正予算では、主に3つの事業に係る補正をお願いいたします。

第1は、議案第1号に関連して、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とする地域コミュニティバス運行事業基金の新設に伴う歳入歳出予算の計上でございます。

第2は、昨年6月の第2回定例会において補正をお願いいたしました、令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について執行を進める中で、残余金が生じる見込みとなったことから、予算を組み替え、新たな事業として本年2月、3月を対象期間とする学校給食費無償化事業を実施するものでございます。

第3は、国において、昨年11月2日に閣議決定いたしましたデフレ脱却のための総合経済対策のうち、住民税均等割のみ課税世帯の給付金と低所得の子育て世帯への給付金加算について、関連予算を計上するものでございます。

それでは、予算書の説明に入る前に、参考資料に基づき、今申しました3つの主な事業の概要を説明いたします。

第1の地域コミュニティバス運行事業基金につきましては、議案第1号で説明いたしておりますので割愛させていただきます。

第2の令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業につきましては、議案参考資料の2ページの上半分になります。そちらをご覧ください。

令和5年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、2ページ左上に掲載のように、当初に推奨事業メニュー分3,810万8千円の交付を受けました。また、このたび、国の補助事業費等の地方負担分という名称の追加交付15万2千円があり、合計3,826万円が松茂町に交付されました。本町では、この臨時交付金を財源に、右上米印で参考としてございます表に掲げてあります事業について執行を進めま

したところ、1行目の非課税世帯への支援給付金の事務費、これに79万5千円、2行目の学校給食費値上げ抑制事業に470万円、3行目の町独自の子育て世帯生活支援特別給付金事業に1,750万円、4行目の後期高齢者生活支援特別給付金事業に975万円、合計で3,274万5千円を今年度末までに執行する見込みとなっております。

ところが、上段中ほどの執行状況の計算式を掲げてございます。交付限度額が現時点で3,826万円、合計で国から頂いておりますが、執行予定額が3,274万5千円、差し引きいたしますと、551万5千円の残余金を生じる見込みとなりました。そこで、本補正予算で予算の組み替えをお願いし、新たに事業名、学校給食費無償化事業、令和6年2月から3月を実施いたしますものです。

中ほどの表でご説明します。

名前は今申したとおりであります。事業の概要は、コロナ禍の影響が残る中、エネルギー、食料品価格等の物価が高騰し、子育て世帯の家計負担が重くなっている中で、令和6年2月～3月の給食費に交付金を充当し、給食費を無償にすることにより、進学・進級時期の幼小中学生の保護者の負担を軽減するというものです。担当課は給食センター、事業規模は800万円、コロナ臨交金から551万5千円を充当し、松茂町としても予算の組み替えにより248万5千円を捻出充当いたします。

次に、大きな今回の補正の内容の3つ目となります、昨年11月2日に閣議決定いたしました、デフレ完全脱却のための総合経済対策給付金事業についてご説明します。議案参考資料3ページへお進みください。

低所得者支援給付金という見出しを立てております。目的といたしましては、ちょっと割愛して説明します。物価高により厳しい状況にある生活者を引き続き支援するため、国からの交付金を受け、本町においても複数の給付金事業を実施するというものでございます。

まず、表の区分、一番左の①番、住民税均等割非課税世帯の給付金は、既に11月議会で議決決定いただきましたもので、令和5年12月1日を基準日として、令和5年度、住民税が非課税の世帯1世帯につき7万円の給付金を支給する事業でございます。

次に、表の区分の②番、住民税均等割のみ課税世帯の給付金は、①番の給付金と同じく令和5年12月1日を基準日として、令和5年度住民税が均等割のみ課税されたもののみに構成される世帯、1世帯につき10万円の給付金を支給する事業でございます。

対象となる世帯数を400世帯と見込み、給付金4千万円を予算計上しております。今

回の予算に盛り込んでおります。

今後のスケジュールとしては、速やかに対象世帯の抽出及び発送準備を行い、3月下旬頃に当該世帯の世帯主へ案内書類を送付いたします。その後、申請書等を返送いただき、確認の後に、令和6年4月から順次支給を行います。

なお、世帯員全員が非課税者であっても、税法上親族の被扶養者となっている者のみで構成されている場合は、今回の給付金の要件を満たさないものといたします。

次に、表の区分の一番右側③番、低所得の子育て世帯への加算は、先ほど説明いたしました①番の住民税均等割非課税世帯、または②番の住民税均等割のみ課税世帯の世帯主で、同一世帯に18歳到達年度末までの子どもがいらっしゃる方が対象でございます。

基準日は①番、②番と同じく令和5年12月1日で、給付額は子ども1人当たり5万円でございます。対象人数は330人。内訳として、①番の住民税均等割非課税世帯に係る子どもを270人、②番の住民税均等割のみ課税世帯に係る子ども60人を見込み、給付費1,650万円など、関連予算を今回計上してございます。

今後のスケジュールとしては、①番または②番の給付金本体の給付が済んだ世帯から、給付対象となる子どもがいる世帯を抽出し、子ども加算額に係る案内通知を送付後、振り込みを行います。子ども加算分の給付開始は令和6年4月からを予定しております。

以上、本予算の主な事業の概要をご承知いただいた上で、予算書の説明をいたします。議案書9ページ歳入をご覧ください。

まず、款21、項1、目1、いずれも特定防衛施設周辺整備調整交付金で、2,599万4千円を増額補正し、補正後の額を8,099万4千円といたします。これは議案第1号の地域コミュニティバス運行事業基金を新設するため、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とするものです。

次に、中段の款45、国庫支出金、項5、国庫補助金のうち、目1、民生費国庫補助金で、節15、子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金で130万円の増額補正は、今年度実施いたしました子育て世帯への給付金のうち、非課税世帯を対象とした国費分を増額するものです。事業執行を進める中で国費分が増額し、町単独分が減少したことが、コロナ臨交金について残余金を生じる一因となったところです。

次に、目8、総務費国庫補助金のうち、節18、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、246万4千円の増額補正は、国が行政のデジタル化を推進する施策の1つとして、戸籍に振り仮名をつけるための関連事務に係るシステム改修費の財源です。

次に、節２８、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、１５万２千円の増額補正は、先ほど説明しましたように追加交付でございます。

次に、節３０、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、説明欄上の行、社会福祉分で４，１００万円の増額補正は、住民税均等割のみ課税世帯を対象とした低所得者支援給付金の財源です。説明欄下の行、児童福祉分で１，７１２万５千円の増額補正は、住民税非課税または均等割のみ課税世帯を対象とした子育て世帯への加算の財源です。

このページの一番下の段、款７５、項１５、目３、いずれも雑入で、節２、学校給食費負担金８００万円の減額は、２月３月の学校給食費無償化に伴い、保護者負担を軽減するものです。

なお、この無償化により、学年等により差異はございますが、子ども１人当たり８千円弱から１万円余りの家計負担を軽減する効果がございます。

歳入の説明は以上です。

次に、１０ページからの歳出をご説明いたします。

歳出の説明に当たっては、人事異動に伴う人件費の補正と財源調整のための事務事業確定による減額補正は、説明を省略いたします。

まず、１段目でございます。款５、総務費、項１、総務管理費の３行目、目５、企画費をご覧ください。節２４、積立金として２，５９９万４千円を計上いたします。これは議案第１号に関連して、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とする地域コミュニティバス運行事業基金を新設するものです。

なお、議案参考資料の５ページに、今回の補正を反映した積立金現在高調を掲載してございますので、またご参照ください。

次の段に進みます。款５、総務費、項１０、戸籍住民基本台帳費、目１、戸籍住民基本台帳費では、節１２、委託料で、戸籍総合システム改修業務委託料として２４６万４千円を計上いたしました。これは国が行政のデジタル化を推進する施策の１つとして、戸籍に振り仮名をつけるための関連事務に係るシステムの改修費で、全額国費となっております。

次に、このページの一番下の段から１１ページの上段、款１０、民生費、項１、社会福祉費、目１２、低所得者支援給付金費は、住民税均等割のみ課税世帯を対象とした低所得者支援給付金の歳出予算となっております。

１０ページの下段、節３、職員手当等から、次のページの節１２、委託料までが事務費です。続く、節１８、負担金、補助及び交付金が低所得者支援給付金の予算で、１世帯１

0 万円 で 4 0 0 世帯、4 千万円の予算を計上しております。

次に、1 1 ページの下の段、款 1 0、民生費、項 5、児童福祉費、目 7、子育て世帯生活支援特別給付金費では、節 1 8、負担金、補助及び交付金で、子育て世帯生活支援特別給付金の国制度分 1 3 0 万円を増額し、松茂町独自分を 2 5 0 万円減額するなど、予算の組み替えをいたしました。これによりコロナ臨時交付金の充当財源が整理され、2 月、3 月の給食費無償化の財源の一部となりました。

次に、その下、目 9、子育て世帯低所得者支援給付金費では、住民税均等割非課税または均等割のみ課税世帯を対象とした子育て世帯への加算の歳出予算となっています。

1 1 ページの下、節 3、職員手当等から節 1 2、委託料までが事務費、ページ進んでいただきまして、1 2 ページの一番上、節 1 8、負担金、補助及び交付金の低所得者支援給付金 1, 6 5 0 万円が子育て世帯への加算の予算で、1 人 5 万円 で 3 3 0 名分を計上いたしております。

次に、人件費等の補正を飛ばしまして、一番下、款 4 0、教育費、項 2 5、保健体育費、節 5、調理加工費では、財源内訳において、国庫支出金で令和 5 年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を 5 5 1 万 5 千円、一般財源として町単費を 2 4 8 万 5 千円、計 8 0 0 万円を増額補正することにより、その他に計上いたしております保護者から徴収する給食費を 8 0 0 万円減額し、2 月、3 月の給食費無償化を実施いたします。

以上が議案第 3 号、令和 5 年度松茂町一般会計補正予算（第 8 号）のご説明となります。

なお、議案参考資料の 2 ページ一番下に、名称が変わりました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、国におきまして、先月 2, 7 4 0 万 4 千円の追加交付をいただいたところでございますが、これにつきましては、手続を進めることにより、6 年度事業の財源とすることが可能でございますので、引き続き学校給食費値上げ抑制事業、並びに高齢者生活支援特別給付金事業に充当するものとして進めたいと考えております。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 以上で、提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから議案第 3 号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑ないようなので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】　これから、議案第３号について討論に入ります。
討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。
討論を終結いたします。

○議長【川田 修君】　これから採決いたします。
なお、この採決は起立によって行います。
議案第３号「令和５年度松茂町一般会計補正予算（第８号）」を採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

（起立全員）

ありがとうございました。全員起立でございます。
よって、議案第３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【川田 修君】　以上で、本会議に提出されました議案等は全て審議を終了いたしました。

お諮りいたします。
これで、令和６年松茂町議会第１回臨時会を閉会したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【川田 修君】　異議なしと認めます。
以上で、令和６年松茂町議会第１回臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前１０時４２分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 川 田 修

署名議員 板 東 絹 代

署名議員 金 森 恵美子